

マイナンバーの利用が始まります

～本人確認書類等の提示をお願いします～

マイナンバーの利用が、来年1月から開始されます。税や社会保障分野の手続きについて、申請書等にマイナンバーを記入いただくようになります。

このとき、窓口で申請者の本人確認をさせていただき、記入されているマイナンバーが正しい番号であることの確認を行うことが、法律で義務付けられています。なりすましによる不正な申請等を防止するために必要ですので、マイナンバーの記入が必要となる手続きの際には、次の書類のいずれかをお持ちください。

- ① 通知カード、顔写真付き本人確認書類1点（運転免許証、パスポート等）
- ② 通知カード、顔写真のない本人確認書類2点（保険証、年金手帳等）
- ③ 個人番号カード（申請者に対して交付。平成28年1月交付開始。）

※代理人が申請する場合は、この他に代理人の資格を証明する書類（委任状等）も必要となります。

【1月からマイナンバーの記入が必要となる主な手続き】

手続きの内容	申請窓口
国民健康保険被保険者の資格取得の届出	国保年金課（2階）
妊娠の届出	保健センター
償却資産の申告	資産税課（2階）
児童扶養手当の認定請求	子育て支援課（2階）
生活保護の保護申請、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求	社会福祉課（7階）

お問い合わせは、総務課（4階） ☎(20)1519、FAX(20)1602へ。

市内の中小企業者および新たに創業しようとする方へ

茂原市中小企業者等振興総合支援事業補助金、茂原市創業支援補助金について

市では、中小企業者等が抱える様々な問題を解決し、経営を向上させ、事業活動を活性化させる取り組みや、市内で新たに創業しようとする方に対し、予算の範囲内での助成を実施しています。該当する取り組み等につきましては、次のとおりとなりますので、ぜひご活用ください。

規格等認証取得事業

・国際規格（ISO）認証取得事業

国際規格の認証を新規に取得し、対外的信用度の強化を図る事業

・エコアクション21認証・登録事業

エコアクション21の認証・登録を新規に取得し、対外的信用度の強化を図る事業

産業財産権取得事業

産業財産権（特許権等）を取得し、競争力の強化を図る事業

展示会等出展事業

自社製品および技術力を紹介するための展示会へ出展し、販路拡大等の新たな事業展開を図る事業

情報発信事業

ホームページを新規に制作、もしくはリニューアルし、事業内容、製品等を広く市内外にPRする事業

商品開発事業

新商品を製造・販売する目的で自社製品の検証データの取得を外部に委託し、そのデータから対外的信用力の強化を図る事業

人材確保・育成事業

・インターンシップ制導入事業

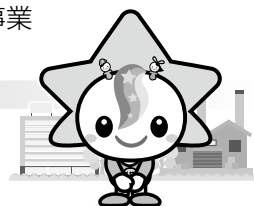
インターンシップ制度の導入により、企業と就職希望者の交流を深め、就職率・定着率のアップを図る事業

・従業員の能力開発のための研修等受講事業

従業員に研修等を受講させ、個々の能力向上の機会拡大を図る事業

新規創業

市内で新たに創業しようとする方に対して、創業に必要な経費を助成



お申し込み・お問い合わせは、商工観光課（6階）
☎(20)1528、FAX(20)1604へ。